

○大学創立50周年記念給付奨学金規程

平成31年3月23日

制定

大学規程 第20号

(趣旨)

第1条 この規程は、大学創立50周年記念給付奨学金（以下「奨学金」という。）の給付に関する事項を定めるものである。

(応募対象者)

第2条 奨学金の種別及び応募対象者は、本学に在籍している者であり、次のとおりとする。

- (1) 第1種奨学金 修学の意欲があり家計急変により、学費の納入が困難となった者。ここでの家計急変とは学費支弁者の失業、破産、事故、病気、死亡等によるものとする。
- (2) 第1種奨学金 本規程別表1または別表2（入学年度による）に定める成績基準を満たす者。
- (3) 第1種奨学金 過去に第1種奨学金の給付を受けた事が無い者。
- (4) 第2種奨学金 京都市看護師等の公的融資制度を申請する予定があつて給付を希望する者。

2 前項の奨学金は、いずれか又は双方に出願、応募することができる。

(給付額)

第3条 奨学金の給付額は、次のとおりとする。

- (1) 第1種 学費年額の半額を上限とする金額
- (2) 第2種 一律2万円

(給付時期)

第4条 奨学金の給付時期は、次のとおりとする。

- (1) 第1種 申請した学期の学費納入時期
- (2) 第2種 春学期の学費納入時期

(人数)

第5条 奨学金の給付人数は、学長が毎年度予算の範囲内で決定する。

(出願)

第6条 奨学金の給付を受けようとする学生は、第1種については学費の納入時期に、第2種については春学期の学費納入時期に合わせて出願するものとする。

2 出願者は、保証人と連署した所定の学費延分納願を提出するものとする。

(選考)

第7条 奨学生の選考は、大学学生委員会、所属学部教授会の意見を聴いて、学長が行う。

(採用通知)

第8条 奨学生の採用を決定したときは、本人および保証人に通知する。

(提出書類)

第9条 奨学生として採用された学生は、所定の誓約書を提出しなければならない。

(異動)

第10条 奨学生は、次の各号の一に該当する事項が生じたとき、直ちに届け出なければならない。

(1) 本人または保証人の氏名、住所、勤務先その他重要事項の変更

(2) 入学辞退および休学または除籍および退学

(給付)

第11条 奨学金の給付は次の方法にて行う。

(1) 第1種 については、学費に直接充当するものとする。

(2) 第2種 については、奨学生本人に対して直接支給する。

(資格喪失)

第12条 奨学生が、次の各号の一に該当するときは、その資格を喪失し、給付された奨学金を直ちに返還しなければならない。

(1) 入学辞退したとき

(2) 提出書類に虚偽の記載を行ったとき

(3) 本学の学生としてふさわしくない行為があったとき

(4) 第2種 を希望した学生が京都市看護師等公的融資制度の申請をしなかったとき

(認定)

第13条 第12条に関する認定は、大学学生委員会で審議し、学長が決定する。

(所管)

第14条 本規程に関する所管は、教務学生事務部学生センター〔現教育修学支援センター事務室(学生担当)〕とする。

(改廃)

第15条 本規程の改廃に当たって、学長は各学部教授会及び大学評議会の意見を聴くものとする。

別表1 (第2条関係) (2018年度以前の入学生対象)

大学創立50周年記念給付奨学金規程 学内成績基準

入学年度が2018年度以前の学生は、大学創立50周年記念給付奨学金規程第2条の本学の定める成績については、下表による「修得単位数(卒業要件単位に限る)」と「成績評価の方法」のいずれの基準も満たしたものとする。

セメスター	修得単位数 (卒業要件単位に限る)	成績評価の方法
1セメ	-	高校時の評定平均値が4.5以上。
2セメ	18単位以上	GPAの値が3.50以上であることとする。加えて7セメ、8セメの学生については卒業見込みであることとする。 ※GPAとは、優を4、良を3、可を2、不可を0として、それに各科目の単位数を掛けて加えた合計点を履修登録の総単位数で割って計算された数値である。(2018年度入学生まで)
3セメ	36単位以上	
4セメ	54単位以上	
5セメ	72単位以上	
6セメ	90単位以上	
7セメ	108単位以上	
8セメ	卒業要件単位-4単位以上	

別表2 (第2条関係) (入学年度が2019年度以降の入学生対象)

大学創立50周年記念給付奨学金規程 学内成績基準

入学年度が2019年度以降の学生は、大学創立50周年記念給付奨学金規程第2条の本学の定める成績については、下表による「修得単位数(卒業要件単位に限る)」と「成績評価の方法」のいずれの基準も満たしたものとする。

セメスター	修得単位数 (卒業要件単位に限る)	成績評価の方法
1セメ	-	高校時の評定平均値が4.5以上。
2セメ	18単位以上	GPAの値が2.80以上であることとする。加えて7セメ、8セメの学生については卒業見込みであることとする。 ※GPAとは、Sを4、Aを3、Bを2、Cを1、Fを0として、それに各科目の単位数を掛けて加えた合計点を履修登録の総単位数で割って計算された数値である。(2019年度入学生から)
3セメ	36単位以上	
4セメ	54単位以上	
5セメ	72単位以上	
6セメ	90単位以上	
7セメ	108単位以上	
8セメ	卒業要件単位-4単位以上	